令和８年 10 月 28 日

香川県経営者協会
会長　山田　径男　　殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和６年８月２日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を５％以下とする（令和 10 年まで）、年次有給休暇の取得率を 70％以上とする（令和 10 年まで）等が掲げられています。

こうした中で、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあることから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、令和５年 10 月の「香川働き方改革共同宣言」の取組を一層進めるとともに、令和６年 11 月に貴団体とも共同で作成した「働く人のため今すぐ３つのしない配慮にご協力ください！」を踏まえ、広く県民に対し、働く人の長時間労働を招くような習慣をなくしていくアクションを呼びかけることへの御協力も併せてお願いいたします。